

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26-1. 男女共同参画事業		協議細目				
調整方針	男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、関市の制度を適用し、事業推進に努めるものとする。						
項目	参 考 資 料						
男女共同参画行動計画							
区 分	関 市		洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
計画名称・期間	「せき男女共同参画まちづくりプラン」(平成11年度～平成20年度)						
プランの目的	あらゆる分野で女性の視点と能力を積極的に活かしながら、男女が対等なパートナーとして共に責任を担う男女共同参画社会の実現が不可欠である。このための施策を総合的かつ計画的に推進する行動指針として、平成11年3月に策定された。						
プランの基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の尊重</li> <li>・新たな価値観の創造</li> <li>・豊かな人を育てる家庭・地域づくり</li> <li>・男女が生きるまちづくり</li> </ul>						
男女共同参画懇話会	委員13名から成り立ち、プランの推進のために市民の立場から助言・提言を行う。						
男女共同参画推進委員会	施策の進捗管理を行うとともに、推進部会において庁内の推進を図るべき課題の研究と啓発紙の発行を行う。						
男女共同参画啓発事業							
男女共同参画市民フォーラム	市民が共に学び交流することを目的として、市民のボランティアスタッフの企画運営により、年1回、講演会と分科会の構成のもとに開催している。						
さんかくセミナー	市民の意識啓発を行うための男女共同参画講座を、様々な分野の課題から選んで、4回の連続講座として開催している。						
女性委員登用計画	各種審議会、委員会の女性委員比率を平成17年までに25%に高めることを目標にしている。						
関係セミナー	関係セミナー等への参加						

**事 務 事 業 一 元 化 調 査**

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p><b>【男女共同参画事業】</b></p> <p>「飛騨市」 男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、新市において古川町の例を参考に行動計画を策定し、事業推進に努めるものとする。</p> <p>「西濃圏域合併協議会」 男女共同参画事業については、新市において男女共同参画基本計画を策定し、引き続き推進するものとする。</p>
関係法令	<p><b>【男女共同参画社会基本法】（平成11年6月施行） ~ 抜粋 ~</b></p> <p>第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第14条 1 - 2項 略</p> <p>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本計画を定めるように努めなければならない。</p>